

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第118号

フリマアプリでの取引は、自己責任が原則。取引は慎重に！

インターネット上で個人同士が商品などを取引できるフリマアプリなどフリーマーケットサービスを利用する方が増加しているなかで、「届いた商品が写真と違う」「偽物が届いた」という購入者からの相談だけではなく、「購入者が評価をせず、代金が受け取れない」といった出品者からの相談も寄せられており、注意が必要です。

【県内事例①】

フリマアプリで、画像からはワンピースにしか見えない商品を購入したところ、実物はキュロットスカートだった。出品者に返品を申し出ると、「購入者の確認不足が原因なので、返品は受け付けない」と断られた。 (50代 女性)

【県内事例②】

フリマアプリで、ブランドもののTシャツが出ていた。タグに本物を証明するマークが写っており、相場より安いので購入を即決した。届いた商品を見たら、タグにマークがついていなかった。出品者に、偽物なので返品したいと申し出たが、本物だと繰り返すばかり。フリマ事務局に、経緯を説明して解約を申し出ているが、連絡がない。 (30代 男性)

アドバイス

- 1、フリマアプリでの取引は、あくまで個人間売買で、自己責任が原則です。運営会社は、「トラブルは当事者間で解決すること」と規約で定めるなど、基本的に関与しません。
- 2、消費生活センターでは、個人間で起きたトラブルは相談の対象外なので、間に入ることはできません。リスクの伴う取引だと認識し、利用者自らがトラブルの未然防止を心がけて利用する必要があります。
- 3、マナーの悪い人、取引に不慣れな人が参加している可能性もあります。取引実績をチェックするなど、相手や商品について十分情報を収集した上で取引しましょう。
- 4、運営会社の定めた利用規約は必ず確認し、ルールとマナーを守りましょう。



☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999